

「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会 生活・地域ワーキング・グループ第4回会合 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成16年10月26日(火)10:00~12:00

2. 場所：中央合同庁舎4号館6階 共用643会議室

3. 出席者

主査	八代尚宏	日本経済研究センター理事長
副主査	玄田有史	東京大学社会科学研究所助教授
副主査	宮崎哲弥	評論家
	岩本健吾	文部科学省大臣官房政策課企画官 兼 内閣府事務官(企画官)
	小杉礼子	労働政策研究・研修機構副統括研究員
	白石秀俊	国土交通省国土計画局地方計画課地方計画調整官 兼 内閣府事務官(企画官)
	露木康浩	警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長 兼 内閣府事務官(企画官)
	牧慎太郎	総務省自治行政局自治政策課情報政策企画官 兼 内閣府事務官(企画官)
	村尾信尚	関西学院大学教授
	藻谷浩介	日本政策投資銀行地域企画部参事役
	山田昌宏	東京学芸大学教育学部教授

(議事次第)

1. 開会

2. 議事

(1) プレゼンテーション

セコム株式会社取締役会長 杉町壽孝氏

(2) ディスカッション

(3) 関係省庁意見陳述と質疑応答

警察庁

法務省

(4) ディスカッション

3. 閉会

セコム（株） 杉町会長

毎日セキュリティという事業活動をしている会社に身を置いている一人として、特に社会や家庭、あるいは個人に安心・安全というものを提供する中において昨今、感じることは、治安の悪化である。

もともと日本は、治安のいい国であったと言われて、私自身の世代を考えても、余り安心・安全というものに対して意識を持って生活してこなかったわけだが、昨今その安全神話が崩れてきているということではないか。

セコムという会社が、日本国内で創業したのは、昭和 37 年、40 年ぐらい前のことで、初めての日本の民間警備会社としてスタートしました。スタートした当時は、なぜ日本において安全などをテーマにするような企業が成り立つのか、といわれた。もともと安全や水というのは、我々の周りに常にあるものであって、あえて安全を買うというような考えがないところでスタートしたが、ちょうど 40 年経って振り返ると、治安の悪化に伴って、安全というテーマがこうも意識されるようになったということは、相当な社会の変化に対するものがここに大きく取り上げられてきていると認識している。

今日ここで皆さんが御検討されている資料の中にも過去の刑法犯の犯罪等の統計の数字があるようですが参考までに、大きな動きをつかむために、刑法犯の犯罪発生件数を、治安状況を判断する基準として警察白書から見ると、平成 14 年が 285 万件ぐらいの刑法犯の発生、認知件数ということで、これがピークになっている。平成 14 年、15 年に至って、300 万件数を超えると大変だということで、警察でも相当な意識を持って手が打たれて、平成 15 年は 280 万を下回り、平成 14 年をピークとして、多少でも減少傾向になったと思われる。平成 14 年は、5 年前と比べると、刑法犯の発生、認知件数というのは 40% の増加で、7 年間毎年レコードを繰り返してきたということになっている。ちなみに、平成 12 年は 240 万件ぐらいだが、平成 12 年以降、14 年をピークとした激増の傾向にあって、一方、検挙率がボトムを突いてきた。平成 11 年以前は、大体検挙率が 40% のレベルだったが、ついに平成 12 年になると、20% 前後のところまで落ち、15 年度の検挙率は 23.2% というところまでに上がりつつあり、多少改善傾向にある。

参考にセコムの母体である日本警備保障が国内初の民間警備会社としてスタートしたときの刑法犯の発生件数は 140 万、検挙率が 64% ぐらいですから、平成 14 年度の数字がいかに昨今の治安の状況を反映しているかということは、納得いただけると思う。

こうした統計数値と、日ごろテレビや、新聞等で見ると、治安の悪化というものを感ずるわけですが、1 つには発生件数が非常に増えてきたということと、犯罪の質が非常に大きく変わってきた。例えばひったくりだとか、車上荒し、痴漢、窃盗犯罪の発生が非常に多くなってきており、それらに治安の悪化というものを感ずるということができるとは思わないかと思う。

昨今の治安の悪化の幾つの特徴は、1 つは、外国人による犯罪の多発化が挙げられ、1 つには、青少年の犯罪の増加、それから犯罪そのものが極めて凶悪化し、スピード化し

ているということである。また最近はちょっと下火になってきたが、一昨年から去年にかけて住宅への侵入犯罪、特に、サムターン回しだとか、ピッキングだとか、こういった新しい手口。これは特に外国人による犯罪の手口で、非常に多く見られ、我々警備会社も、かぎ業者などと一緒に警察の協力を得て、その対策を取っている。この犯罪は、戸締まりをして、安全に外出して、安心しているものに対して、いとも簡単にピッキングによって数秒でキーを開け、短い時間での犯行を繰り返す。従来は、キャッシュだけを取って逃げるということだったが、今は通帳やカードなどを盗みスキミングをして、口座からお金を引き落とししていく。上手に扉を開けて、盗み、きちんと閉めて出ていくので、家の人が帰ってきてても侵入されたという形跡がなかなかわからない。数日、一週間経って自分の帳簿を見て、あるいは銀行に行って初めて口座に残金がないことに気づく。こうした犯罪がスピード化し巧妙な手口となっている。従来はしっかり戸締まりをして出ていけば安心かなと思われていたものが、昨今はそうでもない状況になってきている。

それから、在宅時、家のものが家にいるときの時間帯での犯罪、これも非常に怖い。外出時のセキュリティーということだけを考えていたが、これまでと違って、今は在宅時のセキュリティーも一緒に考えていかなければならない、そのような状況の変化というか、犯罪の質の変化というものがある。

こういった体感治安が極めて悪くなってきている中で、それでは治安をどのように維持し、取り戻し、そして向上させていくかということだが、それに関してはいろいろな面が考えられるが、今日は3点お話ししたい。

1つは、一人ひとりのセキュリティーに対する意識の持ち方、マインドの持ち方ということではないかと思う。

もともと我々は、日本は安全で安心できるような環境の中で生活をしてきただけに危機管理に対する意識、認識の持ち方というのは低いままではなかったかと思う。例えば家をつくる時、家の間取りや、どこに何を、どのような広さでと設計者と相当綿密な打ち合わせをして家をつくるが、窓の高さや、ガラスの厚さ、出入するドアのかぎなどに対してどのようなかぎを、どのような厚さのガラスを、どのような窓の高さで、あるいは塀をどのようにつくるかなどの、セキュリティーの観点から見た設計への、注文にどれほど注意を払っているのか。昨今は、ハウジングメーカー等は防犯対策に対するセールスポイントで発注者に相談を投げかけるようになってきてはいるが、我々一人ひとりの意識の中には、まだまだセキュリティーに対する認識の持ち方、危機管理に対する意識の持ち方は、そう高くはないと思う。

犯罪の発生件数等から見ても、これから将来にわたって、大きく2つの世代層が出てくるのではないかと考えている。これだけ社会の治安の悪化というものを日々肌で感じながら生活をしている若い20歳から25歳代以降の新しい世代の人たちは、それ以前の世代と比べると、セキュリティーに対する意識の持ち方は、より強くなるようになるかもしれない。しかし、それよりも古い私どもの世代は、安全神話の中で生き、生まれ、そして育っ

ており、いわゆる個々人のセキュリティーに対する意識の持ち方は、まだまだ低いのではないか。

2番目は、いわゆる民間警備業の存在です。日本初の民間警備会社がスタートして40数年を経て、現在、警備会社は、全国で約九千五百社、携っている警備員が大体44~45万人いる。これだけの数の警備業界があって、総売上で3兆円足らずのところまで来ているが、実は非常に大きな企業間格差、規模格差がある。

約9,500社の警備会社44~45万人の警備員を抱える警備業務の中で、約半分が、道路工事、建設工事の際の車の出入りなどの交通誘導に直接関わっている警備員です。あとの半分が、例えば公共施設だとか、あるいは店舗、あるいは工場などに人材を派遣してセキュリティー警備を行っているものや、また建物にセンサーを付け、そのセンサーから異常が発信されたとき、警備会社の管制から配置された警備員が異常発生場所に急行して対処するといったシステムで対応するものである。こういった警備会社が日々安全に携わるセキュリティーの事業として、企業に対する施設の防犯、安全、防災等を含めた対応や、コンビニの売上金を銀行などの金融機関に運び込むというような現金輸送がある。また、人の識別方法として、顔で認識するとか、指紋で認識するとか、虹彩で認識するとか、カードで認識など、人とシステムの組み合わせなど企業向けのいわゆる警備セキュリティー提供などもおこなっている。

また昨今のこういった治安状況の中で、家庭でのセキュリティーのニーズがそれなりに高くなってきており、家庭でのシステム導入によるセキュリティー、あるいは人が通ると体温を感知するフラッシュライトを玄関に付けたり、サムターン回し、ピッキング対策に対するかぎ、それらを導入する等々の家庭の中での防犯、防災、などを引くくめたシステムセキュリティーを家庭に提供している。

さらに、例えば家庭外で老人や子ども、女性などの身を守ること。これはGPSと携帯電話の発信基地によってロケーションを確認していく。その誤差がせいぜい5メートルぐらいで、どこにいるかが完全にわかる。女性が夜一人歩きしているときに、携帯電話の中に組み込んだもので、ボタンを押せば緊急発信の信号によって位置が確認できるといった、これまで企業だけを対象にしていたものから家庭へ、家庭から個人へとセキュリティーの幅を広げている。

会社設立当初、人手によるだけのセキュリティーであったものから、システムによるセキュリティーへのニーズが拡がり、システム開発につながった次第である。

また、企業向けのアラームシステムを基本として、全国北から南まで我々の持っているネットワークのインフラをつくりました。ネットワークのインフラというのは、常時24時間、1年中どこにいても情報が集信でき、どこのエリアにおいても、常時対応ができて、正常又は、異常の確認をして対応するというようなネットワークができたということです。

昨今の治安をどういうふうにするかということを検討する中において、警察とのパートナーを組みながら、単に補完関係にあるということ以上のリレーションを持ちながら、警

警備業務の治安に対する貢献度が今後ますます大きくなり、警備業務の社会的な機能は一層広がっていくと思われます。

3番目に、地域社会において、コミュニティー活動は欠かせない重要な要素となると思われます。昨今の状況を見ると、警察による治安維持も、ある限界が来ているのではないかと。行政や警察の対策が大きく変わりつつあるが、地域社会、コミュニティーの中に生きる人、生活をする人、一人ひとりがそういった意識を持つということが極めて大事なことでないかと思う。そのような意味で、住民の積極的な参加による安全なコミュニティーづくり、まちづくりは欠かせないことであり、こういった動きが全国的にも広がりつつある。

警備業としても全国の都市との防災時の対応だとか、あるいは地域ごとのコミュニティーとの対応の中で、例えば共同でのパトロールをする、あるいは警備会社が持っているノウハウを地域の方にコンサルティングをしながら啓蒙していくなどの町全体を引っくるめた形でのセキュリティーに対するコミュニティーづくりということが動き出していますが、そのようなことがもっと積極的に動くようになることが望まれるのではないかと思う。

一方で、東京都内、例えば新宿など繁華街での犯罪等々をいかに防止するかということで、防犯カメラの設置をすることもなされている。勿論、プライバシー保護の側面も大事で、それをクリアーしながら、まちづくりをしていくというようなことも大切だと思われる。

さらに、コミュニティー即ち我々が生活する社会の中では、どうしても意識がいま一つとするならば、やはりそれらのコミュニティー、地域社会に対して、治安や防犯に対する情報の提供が非常に大事なことだろうと思う。情報化社会の中でインターネットを通していろいろな情報が取れるようになっていきます。行政を含めた警察、あるいは警備業界の中でもいろいろな情報をお互いにコミュニケーションしながら提供しあい、またそれらを活用して、街づくりということをするのが極めて重要なことだろうと思う。

安全というものは、コミュニティーの存立にとって極めて重要な前提条件で、一人ひとりが、情報提供を得ながら、防犯に対する意識を持つということではなければならないと思う。お互いに顔見知りであっても、特に都市化社会にあっては、お互いが疎外感の中で余り話し合うということがない、町の中の通りすがりの人に対しても、何となく黙って通る。お互いに一言「こんにちは」とあいさつをすることができれば、そのような運動をする町の中では犯罪の発生が抑えられるというようなデータもあるので、地域社会での活動を活性化していくことも大事なことではないか。

最後に2つ。セキュリティーという言葉そのものは、非常にとらえにくい概念で、国家の安全保障もセキュリティーだが、今日私が触れたセキュリティーは、どちらかということ個人の家、あるいは企業の店舗、事務所、工場といった物理的な施設に対するセキュリティーをどう守っていくかというようなフィジカルセキュリティーという観点に対してお話をさせていただいたが、昨今の情報化、IT社会を考えると、一方で忘れてはならないの

が、いわゆる情報化システムの中でいわゆるサイバーセキュリティである。インターネットでの不正侵入を防ぐための本人認証がなされたり、あるいは本人がきちんとオーソライズされた範疇に正しくアクセスしているかどうか、といったことを検証するなどのサイバー面でのセキュリティが重要になってくるということが一つです。

2つ目は、私どもは企業人であり、そして同時に一方では家庭人であるわけで、安全にして安心だというような企業活動なり、家庭生活ができるという環境をつくるということの中には、いろんなフェーズでのテーマがあるかと思うが、やはりコアになることは、我々一人ひとりが、いかにセキュリティマインドを持つか、危機管理の意識を持つかということに帰するのではないかと思う。

個々人の意識の持ち方が大事だというのは、全くそのとおりで、何かインセンティブ・メカニズムをつくるためにはどうしたらいいのかということが政策としてポイントだと思う。民間ベースで考えると、1つは損害保険との関係であって、セキュリティをきちんとしない家は保険料が高くなるとか、そういうインセンティブ・メカニズムを民間ベースで考えたときに、どういう知恵があるかということがあればお願いしたい。

セキュリティ、危機管理を見たときに、危機が存在し、その大きさを判定し、それをどのように回避するか、いかに損害発生を抑えていくか、あるいは、損害が発生したとき、いかにそれを極小化するかということが基本にある。

セキュリティと損害保険というのは、1つの軸の延長線上である。これは裏腹になっていて、まさに、危機管理がきちんととなされたリスクに対しては、それ相応のリスク判断の中での保険料の負担というものが適正になされなければならない。

従来は、セキュリティがあって、損保があって、何となくルーズな提携関係しかなかった。損保会社は、セキュワードされたリスクに対して適正な評価をして保険料を決定することがなかなかできなかった。

それで、我々はセキュリティ割引という商品をつくった。これは、セキュリティに対するシステムは、防犯や防災のセキュリティですから、それに相応する保険料を下げるということを可能にした。企業が盗難保険を付ける場合に、数10%の割引が効くような保険を可能にし、家庭のセキュリティでは火災保険は、3割から5割ぐらい安くなるというような保険を開発した。これは、相対的にはソーシャル・コストが適正されるということが言え、それはまさにご指摘されたとおり、インセンティブ・メカニズムが働くことになると思う。

生命保険やセキュリティ会社のセキュリティを受ける立場から考えると、リスク管理のリスクというか、つまり生命保険に入っていたが、生命保険会社が倒産してしまう

ことがあるので、リスク管理会社のリスクというのが多分あると思う。公共的なものであれば、例えば情報開示などがある。しかし、私的な企業でこういうことをやるとなると、例えば、本当に来てくれるのだろうかとか、平均何分で到着しますと説明を受けるが、果たして本当に何分以内に到着するのだろうか、実際、最悪の場合は何分なのだろうか、防犯装置を付けていても実際に入られたケースはどのくらいなのだろうかとか、そういう情報開示がどれくらいなされるのだろうかというのが第1点です。

第2点は、都市部では、割と効率的に私的なものが成り立つと思うが、最近、小金をねらった犯罪等で増えているのは、地方の過疎地。そういうところで、果たしてペイするかどうか、そういうところに多く投資すると、料金は全般的に高くなって、都市部が割高になってしまう。逆に都市部だけ、効率的なところだけを集中的にやると、地方が割高になる。その点はどうお考えなのかということ伺いたい。

第1点は、提供する会社そのものの安定性というか、リスク管理というのはどうなっているのだろうかというような御質問と思う。先ほど述べたように、警備会社では非常に企業格差があり、私どもの会社のことだけを申し上げるわけにはいかないが、警備会社そのものの情報開示というのは、それなりにやっていると思う。情報開示された中で、消費者、契約者側がそれをリスクとしてどのように判断しながらそして選別していくかということは、必要なことだと思う。例えば対処においては警備業法があって、警備業法で25分以内の対処というものが義務づけられております。警察から常に立ち入りがあり、いろいろな調査・検査があって、基準を超えた場合に指導等が極めて厳しくなされている。他方、企業としての効率性から、どの地域も同じように人を配置するわけにはいかないが、対処可能な地域とする場合には25分以内に対応できるような範囲内での基準を満たすようになされている。

非常に極端な例ですが、例えば離島のあるところで入りたいといった場合は。

離島の場合、対応できない地域というのは、いまだにある。それは、私どもは契約を取らない。

それから、その地域に根ざした、地域だけしかやっていない警備会社もある。それはその地域だけに限られたエリアでやっているということで、規模の差はあるにしても、あるいは質の差はあるにしても、そういった規模での警備提供をやっている。

例えばこういうことがある。東京で契約をして、この契約先が、離島に支店があるようなケース。そこに対しては、その離島の人を嘱託員として契約をして警備員の教育をし、同質の警備を提供するよう対応する。

今の質問に対しては、警察もユニバーサルサービスをやっていないわけで、離島すべてに警官を置くことはできないから、そこはどう考えるかということだと思う。

治安向上のために、地域住民と連携ということは、スローガンのと言われるが、現実を見ると、例えば職務質問に対する協力率は非常に悪くなっている。あるいは、個別に事件捜査のために家庭を訪れても、都市部では特に生活時間が多様化しているために、不在であったり、思うような協力を得られなかったり、情報が取れなかったりする。確かにコミュニティ・ポリッシングというか、住民と警察の連携というのは、重要であるし、これを探っていかなければならないが、現実にはまだうまくいっていないというのが実情だと思う。

警備会社の立場から見て、警察が積極的に何か住民を治安のためにインボルブしていくための施策があるとすれば、どういう点にあるのかというのを伺いたい。

これからの警備業者と警察との関係というのは、単なる補完関係ではなくてパートナーとしてやるべきだという話には同感だが、それ以上にある分野ではライバルであってもいいのかなと思う。そういうパートナーなり、ライバルという立場から、警察に対して、いろいろ注文があると思う。今の警察の体制なり、仕事の仕方について問題点なり、こういうように改善すべきだろうという点なりを伺いたい。

民間の警備会社から、警察行政に対して云々ということはないが、私がパートナーとிட்டのは、単に警備業というものを取締まり合っていくということではなくて、同じフェーズ、同じレベルの中で問題提起をしながら解決していくことができないかということ。

確かに、全国の警備業協会なり、東京と各地の警備業協会と、それぞれの警察とのコミュニケーションというのは、実際にそのように進んでいると思うが、なかなか満足いかないというような点は、やはり監査を受ける事業者の立場と行政とのフェーズの違いがあると思う。例えば、警備業で緊急に対応して駐車していると駐車違反で捕まる。あるいは25分で行けという1つの基準があって、大体普通だったら行けるが、渋滞で赤信号だということになると、ちゃんと交通信号を守っていかなければいけない。こういったことも、例えば検討されるべきことかなというふうに思う。

それは警備業法の問題として考えるべきですか。

警備業を遂行するに当たって、非常に難しいのは、私は企業の格差があると言いましたが、サイレンを鳴らして行けるとしても濫用されたら大変なことになるというのはある。そういったところの問題を解決していかなければいけない。そのために警備業界自らのレベルアップをいかにしていくか。それをいかに行政的に指導しながらレベルの維持向上を

はかるか。それには一人ひとりの警備員の、今、決められているような教育制度だけでいいのか。

例えば、企業として体力があれば、それ以上の社員教育というのをやる。ところが一方でそれも懈怠してやらないというのがあったりする。そのような矛盾した部分もある。

ちょうど人材ビジネスと職安との関係に非常に似ていますね。一方で業者を取締まりつつ、かつ競争関係にもあるというのが、今、非常に問題になっている。

競争関係というのがあるかどうかは疑問に思う。

アメリカではコミュニティーの警備を一括請負という形であるが、そういう計画とか申出とかはありますか。

あります。例えば、特にロス、砂漠の中に町をつくって、コミュニティー社会ができる。社会ができると囲み込みでそこに入出入りするゲートを東西南北に作り、そこで出入をチェックしていく。そして、コミュニティーの中をパトロールする。あるいは、個々の家庭がセキュリティー会社からシステムを買い、システムとしてそれを警備会社のセンターに集信し、監視をするケースもある。そういったコミュニティーぐるみというか、町ぐるみで行っている。

日本でも、昨今ハウジングメーカーが、150戸で1つのタウンをつくるということがあつる。タウンコミュニティーの中でのセキュリティーというのは、もう既に始まっていますし、我々もやっている。

欧米と日本のセキュリティーで大きく違うのは、欧米、特にアメリカのセキュリティーは、セキュリティー会社はどこかの電子機器メーカーとタイアップして、OEMでシステムをつくる。その工事を請け負って例えば5,000ドルで売る。24時間電話線で監視(モニタリング)する。モニタリングの料金は月々何ドルというような販売形態を持っている。自分で5,000ドルで買って、工事をしてセンサーを付けて集信をし、コントローラーを通して警備会社に信号が行くようになっており、警報が鳴った場合、警備信号は警備会社のセンターに行き、センターから自動的に警察や消防に通報され、警察や消防が対応するという事になっている。ほとんどの場合保守契約がされない。防犯装置は新しく付いたその瞬間からシステムの劣化が始まり、2年、3年、5年たつうちに、次第に誤報多発になってくる。その誤報によって警察はふり回され、結局セキュリティーにならないということになる。そうすると、市の条例などで、あなたのところは半年で誤報が5回あった、あるいは1年間で10回あったと、11回目からは1回対処するごとにペナルティーを取るといふようなことになる。日本ではそのような形は取らず、機器は全部警備会社の財産として常に保守管理をしていくという、パッケージにしてやってきた。セキュリティーの質そ

のものが欧米とは非常に違う。日本のセキュリティーの質が維持されているので、警察とのタイアップというのはうまくいっていると思う。

もし、社会の仕組みを変えて民間警備会社が交番に常駐できることになった場合、セコムとしては状況次第ではそれに応えてもいいという可能性はありますか。

必ずしもノーということではないと思うが、どこまで何ができるかということがきちんと決まっていなくて非常にやりにくいでしょうね。

空交番の問題があった場合、交番自体が空いているとき、どうセキュリティーをしているかということについては、今後我々警備会社も協力できるシステムを含めて考えていかねばならないと思う。

安全なコミュニティづくりというのは、セコムさんでノウハウのコンサルティングもされているというお話ですが、コミュニティづくりをうまくやっているというところについての情報があれば教えて頂きたい。

ウェブサイトにも出して、いろいろなことをやっていますので、必要であれば、開示することは可能だと思います。ただ、セキュリティーの問題ですから、包括的な話はできても、そこ以上のところに入るとうまくないということもあったり、個人情報に触れるようなことがあったりと、非常に微妙な点があることは事実です。

コンサルティングを町内会に対して行うということはあるのですか。

あります。家庭のセキュリティーの営業をする場合、個々の家を訪問すると同時に町内会の集会があるとき、それについてのお話をさせていただきたいとお願いすることもあります。

マンション管理組合なんかでもあるのですか。

あります。実際にマンションを管理する会社もグループの中に持っています。

トータルで日本全体の、例えば事業所及び世帯のそれぞれ何割ぐらいと最終的に契約される、警備保障に個人としてきちんと契約されるのが大体最終的な姿だと、お感じでしょうか。

難しいですね。4,000 万所帯ある中で、家庭に対してはまだ 30 から 40 万世帯ですが、

1%で40万、1割で400万、ここまで行けば万々歳じゃないかな。

非常に巨大産業です。

ただ、セキュリティは、ある富裕層だけのものではなくなってきたというのは事実です。その底辺を広げながら普及を図っていくということは今後の一つのテーマではないかと思う。

外国人犯罪対策に対して、何か民間の警備会社から提案がありますか。

警備会社というより、私一市民としては、例えば学生で入ってきて、生活ができない、それで犯罪へ入っていくというような社会環境の問題というのはあるかと思います。

最後に、先ほど駐車違反の問題、あるいは25分以内に行かなければならないと業法で決まっているのに、信号では止まらなければならぬとか、今直ちに法律をどうこうするという事ではないとしても、企業の質の問題というのがあるとしても、何かもっとこの部分が変わると警備活動が円滑になるというようなことが具体的にあれば伺いたい。

そうですね。今みたいな例がということですか。

例えば、医療とのアナロジーで言うと、特に警察から認められた警備会社については、準警察的な機能として、例えば駐車違反免除だとか、緊急時の、私の解釈ですが。

それはあればいいでしょうが、どこで線を引くかということが難しいと思う。これまでの会社のいろいろな業務遂行上のいろいろな統計データから見て、あるいは25分対処が遅れた件数がどうなって、その理由が何にあるとかということを見ても、難しい気がします。

例えば、米国の大学ではユニバーシティ・ポリスというのがいて、これは大学が雇っている事実上警備員だが、警察とかなり近い機構があって、大学の外まで追いかけて捕まえることもできる。当然ピストルも持っている。ああいう考え方というのは1つあるのかなと思う。また昔、鉄道警察というのが、ある意味で警官じゃないけれども、あった。あれは勿論公的機関だったが。

先の通常国会で、警備業法が実は改正された。これまではどの警備業者も一律の扱いだったが、少し差を付けようという思想が今回新たに入ってきた。会長からお話があった

ような方向性は今回の改正で芽が出たかなと思う。

それは、どういうクライテリアで分けるのですか。

これは、今までは交通誘導も原発の警備も基本的には同じ規制を受けていたが、今後は警備業務の区分ごとにきめ細かな規制を行おうという内容のものです。

警備業法の改正については、資料を別途いただきたい。

(警察庁、法務省入室)

警察庁

「我が国における犯罪対策の現状と課題について」を説明する前に、先日発生した台風と地震災害について、警察では、広域緊急援助隊を新潟に派遣し、様々な救助活動を懸命に進めているところである。皆様方の御理解と御協力をお願いしたい。

まず、「我が国における犯罪対策の現状と課題について」の中で、「1 失われつつある良好な治安」と最初にあるように、現在、刑法犯認知件数が圧倒的に多い。平成15年が約279万件で、14年では約285万件となっており、昭和期の約2倍という深刻な状況にある。かつて60%を維持していた検挙率は、20%台にまでに落ち込み戦後最低水準となっており、極めて厳しい状況にある。すなわち、治安の悪化の量的な側面として、認知件数が倍になったこと、検挙率が半減したことが挙げられる。また、重要犯罪の検挙率も80%から52%まで減少しているほか、110番受理件数も年々増加している。

次に、治安情勢の質的な変化として、まず、街頭犯罪、侵入犯罪が急増し、国民の日常生活に犯罪が接近しており、もはや自宅や路上が安全な場所とは言えなくなっている。凶悪・退廃的な少年犯罪が多発し、犯罪対策の範疇にとどまらず、その土壌となっている社会風潮を見直そうとする気運が高まっている。さらには、外国人犯罪が凶悪化・組織化して全国へ拡散しており、国際化の負の側面が深刻な形で我が国社会に根付きつつある。

このような状況について国民がどのように感じているかをみると、本年7月に内閣府が実施した特別世論調査では、街頭犯罪、侵入犯罪のような国民に身近なところで敢行される犯罪が多発し、市民生活の不安が増大していると感じている。また、「オレオレ詐欺」が昨年末から増加し始め、最近では毎月1,000件を越す状況にあり、対応策を十分検討する必要がある。このほかに、いわゆる「空き交番」が約3割に及んでおり、米国同時多発テロ事件以降、国際テロの脅威が増大している。

この治安の悪化という問題は、警察だけではなく、検察、入管、刑務所等にも共通する問題であり、犯罪対策を担うという点で、すべての関係機関が一丸となって取り組む必要がある。このような気運の高まりを受けて、昨年12月に「犯罪に強い社会の実現のための

行動計画」が策定された。

この計画では、治安回復のための3つの視点を挙げており、まず1つ目が「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」である。このような治安の状況下では、警察、検察、入管、法務、海保等が犯罪対策に取り組む一方で、国民も自らの安全を確保するという自助努力が必要であり、行政機関だけではなく、国民が自らの安全を確保することを考えていただく必要がある。つまり、ガーディアン・エンジェルス等のような防犯活動に取り組む団体に対して積極的に支援していくことも必要だというのが1つ目の視点である。

2点目が、「犯罪の生じにくい社会環境の整備」である。これは、犯罪の抑止に直接・間接に有効であると認められる取組みをあらゆる観点から多角的に推進すべきであるという考え方に基づいている。道路、公園、建物等の設計に防犯の視点を織り込んだりすること等がこの範疇に含まれる。

3点目が、「水際対策を始めとした各種犯罪対策」である。来日外国人犯罪、銃器薬物犯罪等を抑止するためには、国境におけるヒトやモノの出入りを的確に管理する水際対策が重要である。資料の「国境を越える脅威への対応」では、水際における監視、取締りの推進が掲げられており、税関等と十分連携をしていかなければならない。

この「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」は、総理が主宰し、全閣僚が構成員となっている犯罪対策閣僚会議で策定されたものであり、「世界一安全な国」を復活させるためには、政府が一体となって犯罪対策を総合的に推進する必要があることを示している。かつて「世界一安全な国」と言われていた我が国でも、平成7年以降、オウム事件、阪神・淡路大震災、最近の台風、地震等を通じて、空気と安全はただという認識は大きく変わりつつある。このような中では、もはや警察だけではなく、検察、入管、海保等の治安関係機関やその他の一般行政部局、さらには、国民や事業者の参画を得て取り組むことが必要である。

この計画では、先の3つの視点に基づいて、5つの重点課題として、「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」、「国境を越える脅威への対応」、「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」、「組織犯罪等からの経済、社会の防護」、「治安回復のための基盤整備」を掲げている。

警察官一人当たりの負担人口をみると、日本は527人で、フランスの275人、アメリカの353人に比べてはるかに多くなっており、犯罪対策を推進するための基盤としては脆弱であり、入管等も含めた治安関係機関の体制の強化が不可欠である。

最近では、バイオメトリクスやDNA型鑑定のような新技術の導入、おとり捜査やコントロールド・デリバリーのような捜査手法の高度化にも取り組んでいる。特に、DNA型鑑定は、別人と一致する確率が数十億人に一人というもので、21世紀の新しい手法である。

資料の「3」では、「世界一安全な国、日本」の復活に向けた取組みを挙げている。

組織犯罪、国際テロ、サイバー犯罪のような新たな治安事象に対処する体制の整備を行うため、本年4月に、警察庁の組織を改正して、組織犯罪対策部、外事情報部、情報技術

犯罪対策課を新設した。

組織犯罪対策としては、本年10月に「組織犯罪対策要綱」を策定し、暴力団対策、薬物銃器犯罪対策、来日外国人犯罪対策を一体的に推進して組織犯罪対策を強化している。

テロ対策としては、本年8月に「テロ対策推進要綱」を策定するとともに、政府の「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」におけるテロ法制の検討等の取組みにも積極的に参画するなど、テロの未然防止と対処能力の強化を図っている。

いわゆる「空き交番」については、パトロールの強化を望む一方で、交番に警察官が不在であることに多くの国民が不満を感じているというものであり、交番勤務員の増配置等によって3年後を目途に「空き交番」の解消を図ることとしている。

「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」は、防犯情報の提供や活動に必要な資機材の支援等を組み合わせ、自らの安全は自らが守るという意識の高まりを具体的・継続的活動に結び付けるもので、全国100地区でモデル事業を実施する予定である。

違法な性風俗店等がはびこり、犯罪組織の拠点ともなっている歓楽街について、犯罪対策とまちづくり施策を融合により再生しようとする取組みも行っており、その象徴である新宿歌舞伎町では、地元自治体や地域住民、関係事業者等と協力して先駆的な対策を推進している。

良好な治安は国民生活や経済生活に必要なインフラであり、「世界一安全な国、日本」の復活は、国民の共通の願いである。我が国の治安水準はここ数年が分水嶺であり、これ以上の悪化を許せば不可逆的な状況に陥る。関係機関や国民の方々と連携しながら、全国警察を挙げて治安回復に取り組んでまいり所存であり、是非とも御協力をお願いしたい。

なお、事前に質問をいただいた速度違反取締りを民間委託してはどうかということだが、速度違反取締りは、駐車違反取締り等とは異なり、従事する警察官が殉職してしまうケースがあるなど危険を伴うものであることから、民間委託という考え方は難しいが、一方で、オービス等の機械によって自動化していくことも考慮していくことが必要だと考えている。

地域住民をどのように巻き込んでいくかということが、スローガンのには言われるが、例えば防犯ボランティアといわれるが、自警団的なものが犯罪集団になってしまうという可能性も常にある。そういうことをきちんと考えた上で、もしそういう防犯ボランティアをつくるとするならば、警察が中心になって正しいやり方で育てていくということが必要だと思うが、そういうことも含め、積極的にどういう取組みをなさろうとしているのかを伺いたい。

それから、例えば殺人のような凶悪犯罪について検挙率は下がっていません。ところが、強制わいせつ等のような他の重大事件や、あるいは極めて軽微な犯罪については検挙率が下がっている。この部分についての政策的な何か問題点があったのではないかと見る人もいますが、その点について伺いたい。

1点目については、かつては、防犯協会の方々のように町のことをよく知っている方々が防犯活動を行っていたのでそれほど問題は生じなかったが、最近では、自分たちの安全は自分たちで守らなければいけないという意識の高まりを受けて、ガーディアン・エンジェルスなどの防犯ボランティア団体の活動が活発化している。警察では、これらに対して必要なアドバイスをしたり、共同パトロールを行ったりして連携を図っており、今後とも、防犯ボランティアの活動が適切かつ効果的に行われるよう連携を強化していきたい。

2点目については、警察部内にも様々な意見があり、かつては重要犯罪に特化して検挙していくべきだという考え方もあった。他方、「破れ窓理論 (broken windows theory)」のように、例えば壁に落書きをしたり、ガラスを割ったりするなどの軽微な犯罪に対して、警察がボランティアの方々と共に注意したり、徹底的に取り締まったりすることによって、逆に重大犯罪を起こさせないようにするという考え方もある。ニューヨークやボストンでは1990年代に実践され、殺人等の重要犯罪が減少した。重要犯罪だけを検挙しても、必ずしも全体の治安がよくなるとは限らないのであり、現在、警察では、街頭犯罪、侵入犯罪等の国民に非常に身近な犯罪に対する取締りを強化することによって全体の体感治安を改善させることにも力を注ぐようにしている。殺人が発生すれば捜査を尽くして対処するのは当然であるが、殺人に発展しないように軽微な犯罪から発生を抑止することも重要であると考えている。

民事不介入ということで、昔は、例えば家庭や私企業の領域で起こったトラブルに対して介入しなかった。その部分は、警察の方も、方向を変えられたと聞き及んでいるが、いかがですか。

過去の警察に対する反省から、民事に介入しないという考え方がなかったわけでないが、国民が安全で安心して暮らせるようにするために、場合によっては家庭内暴力や児童虐待の問題等にも警察が関与していかなければならないと考えている。端緒を見つけたときには、危険の防止のための措置や被害者の支援を積極的に行っていきたいと考えている。

それに対して、法的、制度的な支援で必要な部分というのはありますか。

制度的な支援としては、現在、ストーカー規制法等に基づいて、被害者からの申出書の提出を受けて、警察から必要な援助を行っている。

また、警察の取組みに対する国民の御理解・御協力をお願いするとともに、財政的な支援についても検討していきたいと考えている。

財政だけでいいですか。

人的支援や物的支援についても検討を進めていきたいと考えている。

法的な、制度的な支援も必要ではないですか、ということですが。

今後も、必要な対策の在り方について検討を進めるとともに、現行法の効果的な運用を図っていきたいと考えている。

海外の事例でもいいですが、警察官を増員することによって犯罪発生を抑止できるのか、検挙率が上がるというデータがあるのですか。

ニューヨーク市のジュリアーニ市長が「破れ窓理論 (broken windows theory)」に基づいて行った施策が、正にその例である。

ある程度科学的な統計ですか。

少なくとも、ニューヨーク市警のホームページでは科学的だとされている。

民事不介入の原則を見直せば、警察の仕事も増えていくわけですから、他方で減らせるものは極力減らす。自助努力ということを先ほどおっしゃたが、ある意味で交通事故にすべて警察が介入するのは、やり過ぎであって、例えばフランスでは、全然人身に関わらない単なる物損事故であればぶつかった当事者同士が、言わばコンスタというのを簡単に書くことで解決している。このような形でもっと警官の役割を減らすというのも1つの方法ではないか。

それから、スピード違反の取締まりは危ないと言われるが、危険がないようなやり方の取締まりを民間に任せれば、当然知恵を出すわけで、そこは危ないから警察だということではないのではないか。

交通事故の処理や交通違反の指導取締りをどの機関が行うかについては、正に国民のコンセンサスを得て決定されるもので、国によって異なるものであり、諸外国の状況を十分調査をしていきたいと考えている。特に、我が国では、警察に交通事故の処理をしてほしいという意見も多く、このような意見を十分に配慮して考えていきたい。警察では、これまで交通事故処理、駐車違反取締りを一生懸命やってきたが、警察業務全体の状況を考えなければならないのは御指摘のとおりであり、今後も検討していきたい。

民事介入のことですが、あえてもう少しさっきの話が続けると、例えば児童虐待の問

題は、もうほとんど児童相談所では対処できなくなりつつあるわけで、これは明らかに警察権を持った人間が介入しなければならないような状況が現実には出てきている。そういう場合に、地方警察官の増員が必要だというのであれば、私はそれも認められるべきだと思うが、それ以上に何か法的な権限を持たせたい、そうしなければならないというような、もっと弾力的に介入できるような必要性があるというような点を具体的に出していただけないですか。

まず児童虐待ですが、誤認のリスクというのは取締まれば当然付いてくと思う。例えば、単に夜泣きがすごい赤ちゃんだったところを通報されてしまって、ひどい扱いを受けたような場合に、勿論リスクはあるが、そのリスクに対するアフターケアをお願いしたい。

また、量的なものを非常に強調されましたが、私は質的なものが変化してきたと思う。10年ぐらい前の警察白書で、検挙率が質的に変わってきたのではないかということ、1つには組織に属さないフリーターやニートのような人が出てきて、報道を見るとその人たちが起こすケースが多くなってきている。つまり働いている人とか、家庭については最近不審な行動が目立つなというようにわかるのだろうが、それがなくなってきたということは大きいのではないか。

もう一点は、車とか、インターネットとか、携帯とか、ショッピングセンターとか便利なものが捕まえにくくしている要因なのではないか。復活に向けた取組みというのは幾つかあると思うが、従来の対策の延長線上でいいのかどうかということ。例えば、地域住民の自主防犯活動の活性化といっても、ある地域はいいかもしれないが、高齢者ばかりの地域ではどうなのだろうか。例えば歓楽街といった特定の地域で起こるのではなく、普通のところ、過疎地で起きているケースが非常に増えているらしいというところで、新しい形のを考えなければいけない時点に来ていると思う。その点についてはいかがか。

1点目の児童虐待やDVでは、関係者から何が起きたかを聞くことが重要であるが、相手に十分配慮しながら行うようにしている。また、被害者に対しても十分配慮するようにしている。

2点目の組織に属さない者が増加しているのは正に御指摘のとおりであり、そのような社会的な環境の変化を的確に把握することは重要と考えている。犯罪に最もよく接したり、関わったりしているのは警察であるので、地域住民の意見などいろいろな意見を十分伺いながら対応していきたい。

果たして現場のセンサーになっている警察官の人たちのことが、警察庁にきちんと上がっているのかどうか。何となく上がっていないのではないかと思うが、その点はどうですか。

警察庁では、従前からできる限り都道府県警察との情報交換に努めている。また、良し悪しについて様々な意見があるが、警察庁職員が各都道府県警察本部の課長として赴任する機会等を通じて、現場の意見を吸収することができる。

モバイル機器の普及、ショッピングセンターの登場等によって地域社会が崩壊しているので従来型の対策の延長線上でいいのかという点については、そのような環境の変化を的確に把握して、必要な対策を検討し、講じていきたいと考えている。

(警察庁 退室)

法務省

治安の情勢について、資料の6枚目に、「『世界一安全な国』へ」というページですが、犯罪が起きてから、警察から検察庁、裁判所、刑務所、そして仮出獄で保護観察所のお世話になって、社会に戻っていくという流れがあるが、全体で機能強化しないと、かえってボトルネックが生じてうまくいかない。

その例を上げると、「行刑施設の過剰収容の現状と対策」というところですが、刑務所は、ここ5年、6年ぐらいの間に2万人も収容人員が増加し、今、116%の収容率で定員を上回っている。このような中で何が起こるかということ、刑務所だけの問題ではない。刑務所がいっぱいだと、拘置所から確定した受刑者を刑務所に速やかに送れなくなる。すると、拘置所に本来移すべき警察の留置場からの人員を受け入れられない。現在、警察庁の数字でも移管待機率、警察の留置場に入っている者が、本来移管して拘置所の方に入れるべきなのに、待機しているのが17.9%もいて、結局その分留置場に空きがない。留置場に空きがないと、逮捕・検挙活動にも支障が出る。結局、刑務所の過剰収容が、最前線の検挙の現場にも影響してくるという意味で、例えば警察が増えたとしても、それを流していく検察庁または裁判所、そして最後に刑務所、保護観察所というようなシステムが機能していないと、何ら効果がないと、ということになってしまう。

治安関係予算ですが、平成16年度予算を裁判所と法務省と警察庁の予算をおおざっぱに足しても、一般予算の1%をちょっと超える程度。これは、国民全体に影響を持つ治安というもので、その治安関係の基本的サービスに対する予算は、非常に少ないと感じている。

それでも近年は治安というものがかなり政治の場面にもクローズアップされ、それぞれ治安対策がなされている。警察官の増員、法務省の治安関係職員も近年増員させていただいている。刑務所の例で言うと、去年は、273人の増員であった。しかし、刑務所だけとってみても、年間1,000人ぐらいの増員がないと、今の過剰収容をさばいていけない状況だが、1,000人という増員はあり得ないことで限界がある。国家公務員の増員というのは非常に厳しい状況。

そこで法務省として考えていることは、治安向上のための民間活用、地域住民の連携と

ということ。民間活用ということと言うと、「官民協働による社会内処遇体制」。更生保護行政は、伝統的に官民協働体制で実施されてきた。一番身近なところでは、保護司さんは民間のパワー。また、更生保護施設については、民間の更生保護法人が経営しており、国が連携して保護行政をやってきた。

これに対し、刑務所は、非常に民間活用とは縁遠い世界でした。刑務所というのは、公権力行使の典型で、これは近代国家ができてからも、そういった位置づけがあったからです。しかしながら、近年方向転換を図ることとし、むしろ刑務所の事務の中で、何が民間にできるのかという観点の発想でとらえ直し、現在、PFI手法による刑務所を新設する計画を持っている。

「PFI手法による新設刑務所について」という資料で、山口県美祢市に、一番犯罪傾向が進んでいない初犯の受刑者、男子500、女子500を集めて1,000名の新しい刑務所をつくらうというもの。2年後の平成19年4月収容開始の予定ですが、これをBOT方式、PFIでやろうとしている。これは国レベルでは初めての公権力行使についてのPFIである。また、BOTという形で、設計、建設を民間がやり、その後も20年間、民間が施設を所有して運営もするという形でのPFI事業である。

ここは、刑務所という名前を付けず、美祢社会復帰促進市センターという名前を付けた。全国で最も社会復帰しやすい受刑者を集め、集中的に教育をし、できる限り早く社会に復帰してもらおう。そうすれば、過剰収容の対策にもなる。これまでは、初犯者でも犯罪傾向が若干質の悪い受刑者と同じ刑務所におかれ、なかなかメリハリのついた教育ができなかった。ここの刑務所にはできる限り調査をし、その上で集めた社会復帰しやすい者に民間の力をフルに投入して教育をしていこうと考えている。

ただ、これについては、法的な手当が必要で、構造改革特区法で民間委託の根拠規定や、そこに従事する民間人の守秘義務の規定、みなし公務員の規定、また刑務所なので、病院、診療所をつくらなければならないが、美祢の市民病院に診療所の管理委託できるための規定などを特区の中で措置したいと考えてやっているところ。

このほか、既存の施設でも民間委託を進めていこうと考えている。資料の「行刑施設のアウトソーシングの推進」ということで、来年度要求では、公務員として300人の増員を検討している。先ほど述べたように、計算では1,000人必要であるので、残りの700を民間委託で賄うこととしている。民間委託をすることによって、当然コスト削減になりますし、資源の効率的配分による治安対策という位置づけで現在やっている。

最後に、法務省として言及させていただくのは、観光立国の実現を図るためのセーフティネットとしての入国管理対策です。観光立国の実現を政府で決めているところですが、その実現を図るためには、そのセーフティネットとしての入国管理対策が必要。観光立国はまさに民間イニシアティブによって実現されるものですが、そのためには、出入国審査の円滑化とか、厳格化をはかり、不法滞在者の摘発体制を強化することによって、外国人が快適に観光し、滞在できる環境の整備を図ることが必要と考えている。その

対策としては、事前旅客情報システムの活用や、バイオメトリクスを活用した入国審査体制の構築などについて、現在、施策を展開しているところです。

再犯率が高くなっているということと、就職問題は大きく連関していると思うが、例えば、犯罪歴がない人でも就職率が悪いわけで、出所者が実際に定職に就く率は数字としてあるか。また職業訓練として、時代が変化している中で、どのようなことをやっているのでしょうか。つまり、出ても役に立たないような訓練をしても仕方がないので、体制の変化というのは、近年あるのでしょうか。

現状では、十分なデータはありません。要するに、刑務所を出所イコール、もはや国家権力が何も関与しないという考え方があり、追跡調査はほとんどできていません。勿論、部分的にいろいろな学者の先生とか、部分的な施設に限定した形での資料は若干あると思うが、非常に不十分だと認識している。

それから、職業訓練の効果測定も、そういった観点で、果たしてその職業訓練が役に立ったのかということは検証できていない。ただ、この点は、非常に問題意識を持っております。今までプライバシーの問題という考え方で、十分なデータがないという言い方をしてきたが、我々としてもいろいろな政策をやって、当然お金を使って進めているわけであるので、今後は、何らかのデータなしには進められないと認識している。職業訓練について、そのような効果測定をどのような形でやれるかということ、今、検討している。先生が指摘するように、木工のようなものだけでは意味がないということもあるかもしれないが、懲役には2つ側面があって、きちんとした生活習慣を身に付けるという側面もある。刑務所の中でもある程度秩序を持って生活してもらうことが必要で、ぶらぶらしていると不善をなすわけです。ある意味では木工とか、そういうことも勿論意味があるわけですが、その中でも、例えば今、具体的に美祿のPFIの刑務所のことを述べたが、社会からも非常に必要とされて、社会にとっても貢献度の高いような作業、点字の翻訳とか、テープライブラリーなど、これは無尽蔵に需要があるわけで、受刑者も自分がやっていることがそれなりに社会に役に立っているぞというような意識が持てそうな作業をきちんと探していくべきであろう、と考えている。

行政の側が把握できるとするならば、やはり再犯率だと思う。刑務所ごとに再犯率というのは出ているのですか。あるいは、各少年院でも結構ですが、児童自立支援施設、少年院、刑務所ごとに出ていますか。

それは、先ほど述べたように、追跡ができない。ただ、今でも辛うじてできる可能性があるのは、再犯した者が、全国どこで再犯するかわからない、どこで捕まるかわからないが、一旦刑務所に入った者は、過去のものも含めて必ずそれに関するデータがあるわ

けで、こういったものの追跡が辛うじてできる可能性はあると思う。

原理的にはできるはずですね。罪を犯せば、何らかの形で検索はできるはずで。

いきなり全部をフォローしようとしても、これは現状では非常にマンパワーと資源が要ることです。もう少し限定して、サンプル的にこの施設についてどうか、例えば、典型的に犯罪傾向の進んでいる刑務所ではどうか、それから初犯の受刑者が入る刑務所を1つか2つ選んで、それについて一定期間で出たものについて、追跡調査をするとか、そういったことは可能だと思う。

美祢は、累犯する可能性が低いと思われる受刑者を集めたと述べられたが、これは統計的な根拠はあるのですか。

まさしくこれは初めて入ってきた者、初犯です。入ると当然心理テストとかいろいろやりますので、その中で社会復帰に一番近そうな者を集める。これは第1号のPFI刑務所ですから、そこでそういった試みをしようと考えている。

今まで、こういうことは日本では一切なかったわけですね。

ないです。

法務省の矯正統計年報をいただいて、IQが80以下という方が非常にたくさんいらっしゃるというのでショックを受けたことがあるのですが、そういう社会復帰に著しく困難を抱えている人に対して、何か教育プログラムのことを、今後、どういうことを考えていらっしゃいますか。

例えば、受刑者に限りませんが、社会復帰困難者に対して、今、一番いいプログラムを提供しているのは一部のNPOではないかとの印象を持っているのですが、そういうこととの連携ということは、将来的に可能性として御検討されているのでしょうか。

今の点ですが、IQの数値が低い方に対しての教育というのは、なかなか困難です。そういう人の犯罪というのは、何回もやっているが非常に軽微な犯罪。例えば窃盗を繰り返すとかでそれほど刑期は長くない。そういう人に対して十分な教育ができ、社会に復帰できるまでに準備することができるかという、なかなか難しい。

最後に直面するのは、刑務所が最後にそういう人を外に出す、出所させるときの非常な苦勞で、彼らはある意味、引受人や身寄りもない。そういう人をどこに出すか。先ほど言った更生保護施設がありますが、そこへ出したり、場合によっては満期出所となると、福

社事務所と生活保護など連携も図るなど、全部刑務所でやって出すわけです。ところが、刑務所はそこからついて行くことはできませんから、その後、本当に言われたところに行くかどうかといったことは実際には刑務所では把握できない。

それから、民間との連携で、今、試みで考えているのは、覚醒剤の受刑者への指導です。これまでも覚醒剤の防止教育を刑務所でやっているが、今年ダルクという、覚醒剤中毒を経験したことがある人たちがつくっている民間の覚醒剤をやめるための自助グループの人たちに入ってもらって研究会をやったのですが、そこで指摘されたのは、刑務所の教育は、覚醒剤をやったことのない人による教育で、それは余り意味がない。幾ら刑務官が「おまえたち覚醒剤なんか手を出したらいけないぞ」と言っても、それは馬耳東風で、かつて覚醒剤をやっていたが、今はやめている、直ったとは言わないが今はやめている人を連れてきてグループワークをやれば、それはかなりインパクトがある。そこに派遣されていく外の人にとっても、それがきっかけとなって、更に覚醒剤をやめている期間を延ばすことができる。こういった両方にとって意味がある。こういった指摘を受けて、なるほどと思ったところです。

このように、民間の人に刑務所にボランティアで来てもらって、そこでグループワークをやるような民間との連携は、一部の刑務所などではもう始めており、それを全国の共通のプログラムにしていこうという作業をしている。

よくアメリカで刑務所に入った人が学校に行って私はこういう覚醒剤をやって、こんなことをして、というような教育をするというのがありますね。更生の一環であると思うのですが、それは日本では難しいのですか。

まだ受刑中の場合ですか。

出た後です。悪いことをして更生した人が、悪いことをするとおれみたいになるぞと。

出た後であれば法的には全く可能です。ただ、教育機関としてそれを受け入れるかどうか。

アメリカではまだ受刑中の凶悪犯、終身刑のような凶悪犯が少年院に行ってやる。そういうことは現状ではできないですね。

凶悪犯ではなかなかできない。ただ、今、明治44年の法律である監獄法の改正を課題としてやっているのですが、その法改正作業の中で勿論一定の受刑者を選ぶわけですが、外泊制度などを考えています。

基礎的なことなのですが、刑務所と、例えばその後に受刑者を見守る形になるかもしれない保護観察官や、ソーシャルワーカーとの連携というのは、現状では全くないですか。

保護観察所とは十分な連携は当然あります。それは同じ法務省の中ですし、実際に仮出獄をさせるかどうかの判断は、保護局という下に委員会があって、各地方の委員会が判定を下すわけですから、そのために調査にも当然刑務所に行きますし、ある刑務所には、そういう人が常駐しています。そういった連携は当然やっていかなければいけない。

今は問題なく行われていますか。

もっと連携をしなければいけないのは、社会の福祉との連携です。我々は法務省の関係団体と行っているが、それができるのは、仮出獄になって保護観察の下に置かれている者です。

保護観察から外れてしまうとどうなりますか。

もうその期間が終わって満期を迎え、晴れて国家権力の何ら制約を受けない身になるわけですから、それに手を出すというのは、また一方で逆に法的な問題があります。ただ実際は、かなり再犯を犯してしまうという例はある。その再犯も、そこにおにぎりが2つあれば、窃盗しなくて済むような人が、食事がいないために窃盗するような例もあるが、そうすると、福祉の分野にかかわってくると思う。

ということは、刑務所があって、保護観察官があって、その先に罪を犯した人を支援するようなソーシャルワーカーとか、NPOみたいなもの、この部分がこれからの課題だということですか。

そうですね。それは更生保護施設という形で、先ほど言った民間の更生保護法人が経営している、行き場所のない人たちが、そこで寝泊まりして、そこから職場を探しながら生活しているような施設はあるが、それで十分かということ、十分ではないわけですから、そこに対する、これは国の力も必要ですけれども、やはり民間の力も必要だと思う。

美祢の事例は、言わば何も無いところに、高速道路だけあるところにつくったということで、今のようなお話の文脈から言うと、地元に住民もいなければ、高度なボランティア活動もなく、また高度なソーシャルワーカーが美祢に転勤というのも、相当大変だと思う。政策目的は別に過疎地の振興ではないので、施設の整備など、民間のそのような供給がほとんどないと思うが、皆さんの目的から言うと、美祢は立地的にはどうなのですか。

ー昨日美祿に行って、山口県知事にもお会いしましたが、現状には周りにないけれども、少し交通機関で行けば、それなりの支援が得られる体制が十分あると思っている。

例えば、美祿の市民病院に管理委託すると言いましたが、実は刑務所の医療というのは、非常に今問題を抱えている。医者が来てくれません。しかし刑務所は、必ず病院をつくっておかないと、病気になる人がいますから、社会よりも病気になる人が多い。美祿市民病院が全部自分たちでやってあげると言ってくれた。これはシステムとしては国が開設する医療法上の診療所だが、その管理運営は全部美祿市民病院に委託する。余談だが、美祿市の市民病院には、婦人科がない。美祿の住民は婦人科を受診するときは、もっと遠くに行って受診している。今回、美祿の刑務所は500人の女子受刑者を抱えるので、美祿市民病院は、この刑務所の中の診療所に婦人科を入れます。そして、美祿の市民も刑務所の婦人科を受診できるように予定している。こういう意味では、地域との連携という形では非常にいい形ができるのではないかと考えている。

このようなことはもっともっと僻地でもできるものなのではないでしょうか。

地域振興が目的ではないですから、やはり民間との連携、病院との連携がかなり重要なファクターになると思う。美祿ならば可能だと思いますが、一方で、例えば美祿に国直営の刑務所をつくったとしたときに、果たしてその周辺のいろいろな経済の活性化とか、いろいろな店が来てくれるとか、これは法務省だけでは自信がありません。

ところが、PFIであれば、やはり企業ですから、そこにコンビニエンスストアが必要だと思えば、それなりのいろいろな活動をされて、いろいろな柔軟なことができる。ですから、ある程度の民間との連携がつくられる基盤があれば、PFIの成果としてそこにある程度の町をつくるということは可能かと思う。

事務局より委員間の意見交換のためのメーリングリストについて、「新しい地域社会」シンポジウム イン 盛岡について、次回会議の予定について説明

閉会